

福岡県公報

令和五年一月三十一日
第三百六十九号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(行財政支援課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和五年一月三十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 北九州市(小倉北区)の表中

新栄会病院介護医療院	〃	〃	弁天町二二一一
------------	---	---	---------

を

新栄会病院介護医療院	〃	〃	弁天町二二一一
小倉中井病院介護医療院	〃	〃	中井五一一一八

に改める。

二 老人ホームの表中

銀杏庵穴生倶楽部	〃	〃	鉄王二二二三六
----------	---	---	---------

を

銀杏庵穴生倶楽部

鉄王二二二三六

特別養護老人ホーム第二わかば

香月中央一三一一

シヨートステイ第二わかば

香月中央一三一一

特別養護老人ホームすみれそうのおがた

大字上境二〇二七一

特別養護老人ホームすみれそうのおがた

大字上境二〇二七一

介護付有料老人ホームたいしんかていな永満寺

永満寺二〇五八一

に、

を

に改める。